

労働判例セミナーⅠ

2018年6月に「働き方改革関連法案」が可決・成立し、2019年4月から時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得に向け順次施行されていますが、当セミナーでは2020年4月から施行される正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止に焦点をあてて、具体的な事例（判例）を交えて分かりやすく解説します。

セミナーメニュー

- ・ 労働関係法の改正について
（労働契約法，パートタイム・有期雇用労働法，派遣労働法）
- ・ 同一労働同一賃金の概要
（正規雇用と非正規雇用（有期雇用，パートタイム，派遣）との不合理な待遇差の禁止，均衡・均等待遇など）
- ・ 判例解説（賃金，諸手当，賞与，定年後再雇用など）
- ・ 同一労働同一賃金ガイドラインの概要 など

講師

安田女子大学現代ビジネス学部 学部長 辻 秀典 氏

■プロフィール

- 昭和18年京都府生まれ
- 京都大学大学院法学研究科修士課程終了
- S58.7 広島大学 法学部教授
- H16.4 広島大学大学院 社会科学研究科教授
- H18.3 広島大学を定年退職
- H18.4 広島大学名誉教授，安田女子大学 現代ビジネス学部教授
- H20.4 から現職，県労働協会会長 他



■著書・翻訳

- 「現代民事法改革の動向Ⅱ」成文堂
- 「アメリカ労使関係法」信山社出版 他

日時・場所

| 会場 | 日時 | 場所 |
|----|-------------------------|--|
| 福山 | 9月20日(金) 13:30~16:00 | 県民文化センターふくやま「文化交流室」 (福山市東桜町1-21 エストパルク) |
| 広島 | 10月4日(金) 13:30~16:00 | サテライトキャンパスひろしま505号会議室 (広島市中区大手町1-5-3) |

※ 定員各30名程度

申込

別紙の申込書に記入し，メール，FAX. 又は郵送してください。

(別紙)

「労働判例セミナー I」受講申込書

宛先 広島県商工労働局雇用労働政策課 労働福祉グループ
FAX 082-222-5521
メール syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

※ メールで申し込まれる場合は、表題を「労働協会セミナー申込」として、申込書と同じ内容を記入していただくか、PDF ファイル等を添付してお送りください。

【連絡先等】

| | | | |
|----------------|---------|--|-----|
| 企業、労働組合等の名称 | | | |
| 所在地 | | | |
| とりまとめ担当者の役職、氏名 | | | |
| 連絡先 | 電話 | | FAX |
| | メールアドレス | | |

【受講希望者】

| 日時、場所 | | 出席者 | |
|-------|-------------------------|-----|----|
| | | 役職 | 氏名 |
| 福山会場 | 9月20日(金) 13:30~16:00 | | |
| | | | |
| 広島会場 | 10月4日(金) 13:30~16:00 | | |
| | | | |

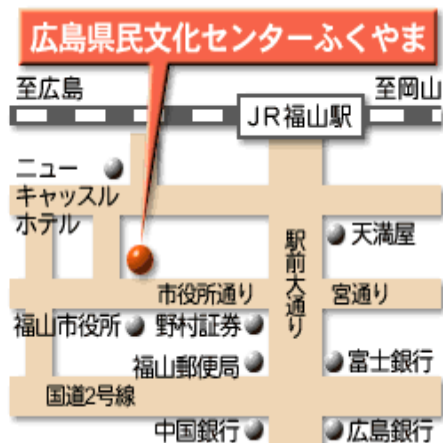
※ ご記入いただいた個人情報は、広島県及び広島県労働協会の事業案内にのみに利用し、その他の利用はいたしません。

【福山会場】

県民文化センターふくやま
(福山市東桜町 1-21 エストパルク)

【広島会場】

サテライトキャンパスひろしま
(広島市中区大手町一丁目 5-3)



電話 084-921-9200

※ 駐車場はありません。隣接する駐車場(エストパルク 300円/60分)など近隣の駐車場(有料)をご利用ください。



電話 082-258-3131

※ 県民文化センターの駐車場(170円/30分)がありますが、収容台数が少ないため、お車での来所は極力ご遠慮ください。